

○本宮市公衆無線LANサービスの利用に関する規約

平成31年3月23日

本宮市告示第26号

(目的)

第1条 この告示は、本宮市(以下「市」という。)が、市民及び来訪者に対する利便性の向上、行政からの情報及び発進力の強化並びに災害時の活用を目的として設置する「本宮市公衆無線LANサービス」(以下「無線LAN」という。)の利用に必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、無線LANを利用する市民又は来訪者をいう。

(利用者の資格)

第3条 利用者は原則として個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(無線LANによるサービス内容)

第4条 利用者は、無線LANを利用してインターネットへの接続及び市が発信する市政情報等を閲覧することができる。

(利用料)

第5条 無線LANの利用料は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用の条件)

第6条 無線LANの利用にあたっては、無線LAN利用規約及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)及びその他の関係法令等を厳守するものとする。

2 無線LANの利用は、本規約及び無線LANを提供する通信業者が定める「無線LANセキュリティについて」の注意事項に同意しかつ、次のいずれかの方法で利用の認証を得た個人に対して認めるものとする。

(1) メールアドレスでの認証

(2) ソーシャル・ネットワークキング・サービスアカウントでの認証

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第7条 無線LANを利用することができる施設、場所及び運用時間は、別表のとおりとする。ただし、市が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 運用時間内での無線LANサービス接続時間は連続60分間とし、これを超えた場合接続を切断するが、再接続する場合その利用回数に制限は行わない。

(禁止事項)

第8条 利用者は、無線LANを通じて次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他者の著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 他者の財産若しくはプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

る行為

- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (8) ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反若しくは違反するおそれのある行為又は、不適切であると認められる行為

(免責)

第 9 条 利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、市はいかなる保証も行わないものとする。

2 無線 LAN の提供に際し、利用者の通信機器等に発生したコンピュータウイルス感染等による被害やデータの破損及び漏えい又はその他の事由による損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が無線 LAN へ接続しようとする通信機器の構成や設定その他の理由により無線 LAN を利用できない場合があっても市は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。

6 利用者が無線 LAN を利用した場合において、その提供の遅滞及び変更並びに停止又は廃止により発生した損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

7 利用者の行為によって、他の利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者は全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

8 市は利用者の承諾なしに無線 LAN の内容を変更することができる。

(規約の変更)

第 10 条 市は利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

(損害賠償)

第 11 条 使用者が本規約に違反した結果において市が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとする。

(法令等の遵守)

第 12 条 利用者は、無線 LAN の使用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとする。

附 則

この告示は、平成 31 年 3 月 23 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

無線 LAN の設置施設	無線 LAN の提供エリア	無線 LAN の提供時間
本宮市役所本庁舎	1 階ロビー	24 時間
白沢総合支所	1 階ロビー	24 時間
本宮市民元気いきいき応援プラザ	1 階ロビー	24 時間
みずいろ公園	公園敷地内	24 時間
スマイルキッズパーク 屋外遊び場	屋外遊び場敷地内	24 時間